

学校法人椋山女学園寄附行為

昭和26年寄附行為第1号

昭和26年3月1日認可

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人椋山女学園と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を愛知県名古屋市中種区星が丘元町17番3号椋山女学園に置く。

第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い、椋山女学園独自の精神「人間になろう」という教育理念の達成を目指す教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達するために、次の学校を設置する。

- | | | |
|-------------|-----------------|-----------------|
| (1) 椋山女学園大学 | 大学院 | 生活科学研究科 |
| | | 人間関係学研究科 |
| | | 現代マネジメント研究科 |
| | | 教育学研究科 |
| | 生活科学部 | 管理栄養学科 |
| | | 生活環境デザイン学科 |
| | 国際コミュニケーション学部 | 国際言語コミュニケーション学科 |
| | | 表現文化学科 |
| | 人間関係学部 | 人間関係学科 |
| | | 心理学科 |
| | 文化情報学部 | 文化情報学科 |
| | | メディア情報学科 |
| | 現代マネジメント学部 | 現代マネジメント学科 |
| | 教育学部 | 子ども発達学科 |
| | 看護学部 | 看護学科 |
| (2) | 椋山女学園高等学校 | 全日制課程 普通科 |
| (3) | 椋山女学園中学校 | |
| (4) | 椋山女学園大学附属小学校 | |
| (5) | 椋山女学園大学附属幼稚園 | |
| (6) | 椋山女学園大学附属椋山こども園 | |

(付随事業)

第5条 この法人は、この法人が行う教育研究事業に付随する事業として、次に掲げる保育所を設置する。

- (1) 椋山女学園大学附属保育園

第3章 理事及び理事会

(学園長)

第6条 この法人が設置する学校の教学を統轄するため、学園長をおく。

2 学園長は、理事会で選任する。

(役員)

第7条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8人又は9人

(2) 監事 2人

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第8条 理事は、次の各号により選任する。

(1) 学長、校長及び幼稚園長の互選による者1人

(2) この法人に関係のある学識経験者のうち、学長、校長及び幼稚園長の過半数の推せんによる者2人

(3) 評議員（本学園専任教職員である評議員を除く。）のうちから、評議員会で選任された者1人

(4) 前各号により、選任せられる理事以外の理事は、学識経験者のうちから、理事会において選任する。

2 理事のうちには、各理事について、その配偶者又は3親等以内の親族が、1名をこえて含まれてはならない。

3 第1項第1号及び第3号の理事は、学長、校長、幼稚園長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

4 理事のうち、2人以上が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(理事の任期)

第9条 理事の任期は、4年とする。ただし、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 理事は、再任されることができる。

3 理事は、任期満了の後でも、後任の理事が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。

(理事長の職務)

第10条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(理事会)

第11条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

9 第17条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(常任理事会)

第12条 この法人に常任理事会を置く。

2 常任理事会は、理事会の決定した基本方針に基づいて、具体的な執行にあたるとともに、理事会から委

託された事項を協議して理事会に提案する。

3 常任理事会については、理事会が別に定める。

(理事会決議事項)

第13条 理事会は、次の事項を決議処理する。

- (1) 教職員の任免、俸給の決定及びその職務に関する事項
- (2) 毎年度の予算及び決算の決定
- (3) 資産の管理及び処理
- (4) 職制並びに施行細則に関する事項
- (5) 学則に関する事項
- (6) 監事候補者の選出及び評議員の選任
- (7) その他、この法人の業務に関するすべての事項

(議事録)

第14条 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長並びに出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 監事

(監事の選任)

第15条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、園長、教育職員、事務職員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは3親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(監事の任期)

第16条 監事の任期は、4年とする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 監事は、再任されることができる。

3 監事は、任期満了の後でも、後任の監事が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

4 監事のうち、1人以上が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(監事の職務)

第17条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第5章 理事及び監事の解任並びに退任

(理事及び監事の解任並びに退任)

第18条 理事及び監事が、次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 理事及び監事たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 理事及び監事は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

第6章 評議員及び評議員会

(選任)

第19条 この法人に、評議員会をおき、評議員31人を以って、組織する。

2 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人に関係のある学識経験者のうち、学長、校長及び幼稚園長の過半数の推す者2人
- (2) 評議員29人は、次の範囲から、理事会が選任する。
 - ア 教職員のうちから 19人
 - イ 卒業生(年令25年以上のもの。)のうちから 6人
 - ウ その他の適任者のうちから 4人

3 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は3親等以内の親族が、2人をこえて含まれてはならない。

4 第2項第2号アに規定する評議員は、教職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第20条 評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第21条 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(評議員会)

第22条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会を分けて、定期評議員会と、臨時評議員会とする。

3 定期評議員会は、毎年3月及び5月に開会する。

4 臨時評議員会は、理事長が必要と認めたときに開会する。

- 5 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求あった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 6 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 8 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 9 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 10 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 13 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(諮問事項)

第23条 次の事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第24条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(議事録)

第25条 第14条第1項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。

- 2 議事録には、議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産)

第26条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第27条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(積立金の保管)

第28条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(経費の支弁)

第30条 この法人の事業に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の決議に従い、理事長が管理する。

(会計)

第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第34条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第35条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第36条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第37条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第38条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る部分を除く。)を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第39条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の登記)

第40条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

第8章 解散及び合併

(解散)

第41条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第42条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第43条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第9章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第44条 この寄附行為を変更するには、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を得なければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第10章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第45条 この法人は、第37条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、相山女学園大学内の掲示場に掲示して、これを行う。

(責任の免除)

第47条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第48条 理事(理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)

又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

（施行細則）

第49条 本寄附行為の施行に必要な細則は、理事会において、これを定める。

附 則

- 1 本寄附行為は、組織変更の登記完了の日より施行する。
- 2 この法人組織変更当初の役員は、当分の内、次の通りとする。

理事長	梶 山 正 弼
理 事	梶 山 正 雄
理 事	三 明 慶 瞻
理 事	須 田 昌 平
理 事	横 井 時 綱
監 事	服 部 照 子
監 事	太 田 久 蔵

- 3 前項の役員は、組織変更後、本寄附行為による役員がすみやかに選任されるまで、第5条及び第14条の規定にかかわらず、この法人の役員となる。

変 更

- 1 昭和39年3月15日寄附行為の一部変更の手続きをとり、昭和39年4月1日から適用する。
- 1 昭和40年8月24日寄附行為の一部変更の手続きをとり、昭和40年8月30日認可、同日から、これを適用する。
- 1 昭和43年9月30日寄附行為の一部変更の手続きをとり、昭和44年2月8日認可された。
- 1 昭和44年6月19日寄附行為の一部変更の手続きをとり、昭和44年9月3日認可、同日から、これを適用する。
- 1 昭和46年9月29日寄附行為の一部変更の手続きをとり、昭和47年1月29日認可、昭和48年4月1日から、これを適用する。
- 1 昭和47年3月28日寄附行為の一部変更の手続きをとり、昭和47年4月7日認可、同日から、これを適用する。
- 1 昭和52年1月12日寄附行為の一部変更の手続きをとり、昭和52年1月20日登記完了。
- 1 昭和51年11月29日寄附行為の一部変更の手続きをとり、昭和52年3月30日認可、昭和52年4月1日から、これを適用する。
- 1 昭和59年12月24日寄附行為の一部変更の手続きをとり、昭和60年1月25日認可、同日からこれを適用する。

- 1 昭和60年7月29日寄附行為の一部変更の手続きをとり、昭和61年12月23日認可、昭和62年4月1日から、これを適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 平成2年12月21日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成3年4月1日から施行する。
（梶山女学園大学家政学部食物学科、被服学科及び、文学部英文学科の存続に関する経過措置）
- 2 梶山女学園大学家政学部食物学科、被服学科及び、文学部英文学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成3年3月31日に当該学部学科に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 平成10年12月17日文部大臣認可の寄附行為は、平成11年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 梶山女学園大学大学院家政学研究科及び文学部国文学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわら

ず、平成11年3月31日に当該研究科又は当該学科に在学する者が当該研究科又は当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

(施行期日)

平成11年12月22日文科大臣認可の寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 平成12年5月8日文科大臣認可の寄附行為は、同日からこれを施行する。

(理事の任期の扱い)

2 この寄附行為改正の日の前日において、現に第6条第2項第1号の規定により選任された理事である者の任期については、その者が同条同項同号の規定により理事となった日から起算して改正後の第7条本文の規定を適用する。

(任期のない評議員の扱い)

3 この寄附行為改正の日の前日において、現に改正前の寄附行為第19条第2項第1号の規定により選任された評議員である者の任期は、同条同項第2号の規定により選任された評議員である者の任期が満了するまでの期間とする。

附 則

(施行期日)

平成13年5月29日文科科学大臣認可の寄附行為は、平成14年4月1日からこれを施行する。

附 則

(施行期日)

平成13年12月20日文科科学大臣認可の寄附行為は、平成14年4月1日からこれを施行する。

附 則

(施行期日)

1 平成14年6月18日文科科学大臣認可の寄附行為は、平成15年4月1日からこれを施行する。

(生活科学部生活環境学科の在学生に関する経過措置)

2 生活科学部生活環境学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成15年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

(施行期日)

平成14年7月30日文科科学大臣認可の寄附行為は、平成15年4月1日からこれを施行する。

附 則

(施行期日)

平成14年12月19日文科科学大臣認可の寄附行為は、平成15年4月1日からこれを施行する。

附 則

(施行期日)

平成17年3月31日文科科学大臣認可の寄附行為は、平成17年4月1日からこれを施行する。

附 則

(施行期日)

平成18年11月30日文科科学大臣認可の寄附行為は、平成19年4月1日からこれを施行する。

附 則

(施行期日)

1 この寄附行為は、平成19年4月1日からこれを施行する。

2 相山女学園大学生活科学部食品栄養学科及び人間関係学部臨床心理学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず平成19年3月31日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成21年10月30日文科科学大臣認可の寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成25年10月31日文科科学大臣認可の寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成26年8月28日文科科学大臣認可の寄附行為は、同日からこれを施行する。

附 則

(施行期日)

平成27年3月31日文科科学大臣認可の寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成31年3月27日文科科学大臣認可の寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

令和2年2月12日文科科学大臣認可の寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

令和4年2月28日文科科学大臣認可の寄附行為は、同日からこれを施行する。

学校法人椋山女学園寄附行為一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達するために、次の学校を設置する。</p> <p>(1) 椋山女学園大学 大学院 生活科学研究科 人間関係学研究科 現代マネジメント研究科 教育学研究科 生活科学部 管理栄養学科 生活環境デザイン学科 国際コミュニケーション学部 国際言語コミュニケーション学科 表現文化学科 人間関係学部 人間関係学科 心理学科 文化情報学部 文化情報学科 メディア情報学科 情報社会学部 情報デザイン学科 現代社会学科 現代マネジメント学部 現代マネジメント学科 教育学部 子ども発達学科 看護学部 看護学科</p> <p>(2) 椋山女学園高等学校 全日制課程 普通科</p> <p>(3) 椋山女学園中学校</p> <p>(4) 椋山女学園大学附属小学校</p> <p>(5) 椋山女学園大学附属幼稚園</p> <p>(6) 椋山女学園大学附属椋山こども園</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 令和 年 月 日 文部科学大臣認可の寄附行為は、 令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達するために、次の学校を設置する。</p> <p>(1) 椋山女学園大学 大学院 生活科学研究科 人間関係学研究科 現代マネジメント研究科 教育学研究科 生活科学部 管理栄養学科 生活環境デザイン学科 国際コミュニケーション学部 国際言語コミュニケーション学科 表現文化学科 人間関係学部 人間関係学科 心理学科 文化情報学部 文化情報学科 メディア情報学科 現代マネジメント学部 現代マネジメント学科 教育学部 子ども発達学科 看護学部 看護学科</p> <p>(2) 椋山女学園高等学校 全日制課程 普通科</p> <p>(3) 椋山女学園中学校</p> <p>(4) 椋山女学園大学附属小学校</p> <p>(5) 椋山女学園大学附属幼稚園</p> <p>(6) 椋山女学園大学附属椋山こども園</p>

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類									
区 分	年 度		令和4年度	開設年度の前年度	開設年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合 計
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
設置経費	校 地 (うち造成費)								0
	施 設	基 準 内		2,443	39,890	182,753			225,086
		基 準 外							
	設 備	図 書 教 具 校 具 備 品		20,073	168,585	23,815			212,473
		小 計		22,516	208,475	206,568			437,559
新設校の開設年度の経常経費									
合 計				22,516	208,475	206,568		437,559	

既設校からの 転共用	施 設	基 準 内	1,088,941 千円
		基 準 外	94,570 千円
	設 備	図 書	275,625 千円
		教具・校具・備品	109,310 千円

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類									
区 分	年 度		令和4年度	開設年度の前年度	開設年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合 計
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
設置経費	校 地 (うち造成費)								0
	施設	基 準 内		1,112	18,150	83,152			102,414
		基 準 外							
	設備	図 書							
		教 具 校 具 備 品		9,133	81,945	22,406			113,484
小 計			10,245	100,095	105,558			215,898	
新設校の開設年度の経常経費									
合 計				10,245	100,095	105,558			215,898

既設校からの転共用	施設	基 準 内	495,765 千円
		基 準 外	43,149 千円
	設備	図 書	125,754 千円
		教具・校具・備品	49,793 千円

情報社会学部内 学科別人数按分

学生数按分:

情報社会学部情報デザイン学科	404 人	0.455	45.5%
情報社会学部現代社会学科	484 人	0.545	54.5%
計	888 人		

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類									
区 分	年 度		令和4年度	開設年度の前年度	開設年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合 計
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
設置経費	校 地 (うち造成費)								0
	施 設	基 準 内		1,331	21,740	99,601			122,672
		基 準 外							
	設 備	図 書 教 具 校 具 備 品		10,940	86,640	1,409			98,989
		小 計		12,271	108,380	101,010			221,661
新設校の開設年度の経常経費									
合 計				12,271	108,380	101,010		221,661	

既設校からの 転共用	施 設	基 準 内	593,176 千円
		基 準 外	51,421 千円
	設 備	図 書	149,871 千円
		教具・校具・備品	59,517 千円

情報社会学部内 学科別人数按分

学生数按分:

情報社会学部情報デザイン学科 404 人 0.455 45.5%

情報社会学部現代社会学科 484 人 0.545 54.5%

計 888 人

様式第4号その4(第11条関係)

(用紙 日本産業規格A4横型)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	437,559千円	令和4年度までに学納金等帰属収入から積立てられた現金預金3,806,430千円のうち437,559千円を財源に充当
合 計	437,559千円	

(注)

- 1 第2号基本金から財源充当する場合には、組入計画表を添付すること。
- 2 「資産売却収入」を財源とする場合には、売買契約書等の写しを、「補助金収入」を財源とする場合には、補助金を支出する国又は地方公共団体等の議会の議決書等をそれぞれ添付すること。

様式第4号その4(第11条関係)

(用紙 日本産業規格A4横型)

【情報デザイン学科】

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	215,898千円	令和4年度までに学納金等帰属収入から積立てられた現金預金3,806,430千円のうち215,898千円を財源に充当
合 計	215,898千円	

(注)

- 1 第2号基本金から財源充当する場合には、組入計画表を添付すること。
- 2 「資産売却収入」を財源とする場合には、売買契約書等の写しを、「補助金収入」を財源とする場合には、補助金を支出する国又は地方公共団体等の議会の議決書等をそれぞれ添付すること。

様式第4号その4(第11条関係)

(用紙 日本産業規格A4横型)

【現代社会学科】

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	221,661千円	令和4年度までに学納金等帰属収入から積立てられた現金預金3,806,430千円のうち221,661千円を財源に充当
合 計	221,661千円	

(注)

- 1 第2号基本金から財源充当する場合には、組入計画表を添付すること。
- 2 「資産売却収入」を財源とする場合には、売買契約書等の写しを、「補助金収入」を財源とする場合には、補助金を支出する国又は地方公共団体等の議会の議決書等をそれぞれ添付すること。

財産目録総括表

科目	年度	令和3年度末 (開設年度から3年前の年度)	令和4年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (令和5年3月31日)
一 基本財産		24,513,932 千円	23,967,252 千円	23,967,252 千円
二 運用財産		24,136,216 千円	24,973,147 千円	24,973,147 千円
三 負債額		4,921,143 千円	4,857,728 千円	4,857,728 千円
1 固定負債		3,705,036 千円	3,682,930 千円	3,682,930 千円
2 流動負債		1,216,106 千円	1,174,797 千円	1,174,797 千円
四 基本財産+運用財産		48,650,148 千円	48,940,398 千円	48,940,398 千円
五 純資産(四-三)		43,729,005 千円	44,082,671 千円	44,082,671 千円

貸借対照表
令和 5年 3月31日

(単位 円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	44,799,794,556	44,080,980,210	718,814,346
有形固定資産	23,891,548,489	24,426,045,287	▲ 534,496,798
特定資産	17,721,699,764	16,437,357,156	1,284,342,608
その他の固定資産	3,186,546,303	3,217,577,767	▲ 31,031,464
流動資産	4,140,603,940	4,569,167,528	▲ 428,563,588
資産の部合計	48,940,398,496	48,650,147,738	290,250,758
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	3,682,930,168	3,705,036,237	▲ 22,106,069
流動負債	1,174,797,421	1,216,106,469	▲ 41,309,048
負債の部合計	4,857,727,589	4,921,142,706	▲ 63,415,117
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	48,451,292,030	48,315,280,187	136,011,843
第1号基本金	45,593,292,030	45,457,280,187	136,011,843
第2号基本金	0	0	0
第3号基本金	2,213,000,000	2,213,000,000	0
第4号基本金	645,000,000	645,000,000	0
繰越収支差額	▲ 4,368,621,123	▲ 4,586,275,155	217,654,032
純資産の部合計	44,082,670,907	43,729,005,032	353,665,875
負債及び純資産の部合計	48,940,398,496	48,650,147,738	290,250,758

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和5年度	生活科学部棟空調機更新工事5, 6階(東側)	建物	令和6年2月施工予定	椋山女学園大学生生活科学部専用
令和5年度	生活科学部棟空調機更新工事5, 6階(西側)	建物	令和6年2月施工予定	椋山女学園大学生生活科学部専用
令和5年度	中学校高等学校南館GHP空調機更新工事(南館1階~5階)	建物	令和5年10月施工予定	椋山女学園中学校高等学校専用
令和5年度	中学校高等学校スポーツセンター2階アリーナ空調機設置工事更新工事	建物	令和5年8月完成	椋山女学園中学校高等学校専用
令和5年度	附属小学校アリーナ天井耐震化工事	耐震化工事	令和5年8月完成	椋山女学園大学附属小学校専用
令和5年度	文化情報学部メディア棟127・128講義室内装工事	床・天井内装工事	令和6年3月施工予定	椋山女学園大学情報社会学部専用
令和5年度	文化情報学部メディア棟127・128講義室机椅子	什器一式	令和6年3月納入予定	椋山女学園大学情報社会学部専用
令和6年度	文化情報学部メディア棟メディアラボ更改	教材用組立PC等一式	令和6年度施工予定	椋山女学園大学情報社会学部専用
令和6年度	文化情報学部棟302.306.308.311.314.318系統GHP更新工事	GHP更新工事	令和6年度施工予定	椋山女学園大学情報社会学部専用
令和6年度	文化情報学部メディア棟4階学生控室照明LED照明化工事及び平面レイアウト変更に伴う電気工事	電気設備工事	令和6年度施工予定	椋山女学園大学情報社会学部専用
令和6年度	文化情報学部棟 給水設備更新工事	給水更新工事	令和6年度施工予定	椋山女学園大学情報社会学部専用
令和6年度	文化情報学部棟1,2階教室照明器具LED化工事	LED化工事	令和6年度施工予定	椋山女学園大学情報社会学部専用
令和6年度	文化情報学部メディア棟001教室映像装置改修	映像装置一式	令和6年度施工予定	椋山女学園大学情報社会学部専用
令和6年度	ハンディ型カラー3Dスキャナーシステム	教材一式	令和6年度納入予定	椋山女学園大学情報社会学部情報デザイン学科専用
令和6年度	DTFプリンター一式	教材一式	令和6年度納入予定	椋山女学園大学情報社会学部情報デザイン学科専用

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和6年度	Apple iPad一式	教材一式	令和6年度納入予定	椋山女学園大学情報社会学部専用
令和6年度	文化情報学部メディア棟4階学生控室改修	什器・床改修工事	令和6年度施工予定	椋山女学園大学情報社会学部専用
令和7年度	文化情報学部棟 GHP更新工事	GHP更新工事	令和7年度施工予定	椋山女学園大学情報社会学部専用
令和7年度	文化情報学部棟 熱交換器取付工事	換気扇設備工事	令和7年度施工予定	椋山女学園大学情報社会学部専用
令和7年度	文化情報学部メディア棟外壁改修工事	外壁改修工事	令和7年度施工予定	椋山女学園大学情報社会学部専用
令和7年度	文化情報学部メディア棟北面外装ガラス取替工事	外装改修工事	令和7年度施工予定	椋山女学園大学情報社会学部専用
令和7年度	文化情報学部メディア棟234・236教室プロジェクター更新	設備改修一式	令和7年度施工予定	椋山女学園大学情報社会学部専用
令和7年度	3Dプリンタ再生プラスチックフィラメント作成装置	教材一式	令和7年度納入予定	椋山女学園大学情報社会学部情報デザイン学科専用
令和7年度	3Dプリンター一式	教材一式	令和7年度納入予定	椋山女学園大学情報社会学部情報デザイン学科専用
令和8年度	該当なし			
令和9年度	該当なし			

様式第10号その1(第12条関係)

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	令和7年度	令和8年度	完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		284,492	526,720	772,478	1,017,386
手数料収入		12,227	12,676	12,987	13,317
寄付金収入		1,544	2,162	3,496	3,454
補助金収入		20,321	40,488	60,655	80,823
資産売却収入		0	0	0	0
付随事業・収益事業収入		3,422	6,837	10,260	13,681
受取利息・配当金収入		5,288	8,821	14,109	19,397
雑収入		4,923	16,790	52,099	3,357
借入金等収入		0	0	0	0
前受金収入		0	0	0	0
その他の収入		0	0	0	0
資金収入調整勘定		0	0	0	0
前年度繰越支払資金		0	0	0	0
収入の部合計		332,217	614,494	926,084	1,151,415

(支出の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	令和7年度	令和8年度	完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出		139,956	304,606	488,556	586,020
教育研究経費支出		59,962	119,936	179,902	239,879
管理経費支出		22,159	44,329	66,494	88,671
借入金等利息支出	}	0	0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0	0
施設関係支出		49,957	202,888	30,203	40,272
設備関係支出		177,432	41,511	26,544	35,394
資産運用支出		0	0	0	0
その他の支出		0	0	0	0
[予備費]		0	0	0	0
資金支出調整勘定		0	0	0	0
翌年度繰越支払資金		0	0	0	0
支出の部合計		449,466	713,270	791,699	990,236

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	令和7年度	令和8年度	完成年度	
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分	
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	284,492	526,720	772,478	1,017,386
		手数料	12,227	12,676	12,987	13,317
		寄付金	325	649	1,662	1,298
		経常費等補助金	20,321	40,488	60,655	80,823
		付随事業収入	3,422	6,837	10,260	13,681
	支出	雑収入	4,923	16,790	52,099	3,357
		教育活動収入計	325,710	604,160	910,141	1,129,862
		人件費	146,630	308,037	455,241	600,248
		教育研究経費	79,427	157,844	236,763	315,694
		管理経費	24,785	49,379	74,068	98,770
		徴収不能額等	0	0	0	0
		教育活動支出計	250,842	515,260	766,072	1,014,712
		教育活動収支差額	74,868	88,900	144,069	115,150
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	5,288	8,821	14,109	19,397
		その他の教育活動外収入	0	0	0	0
		教育活動外収入計	5,288	8,821	14,109	19,397
	支出	借入金等利息	0	0	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0
		教育活動外支出計	0	0	0	0
		教育活動外収支差額	5,288	8,821	14,109	19,397
		経常収支差額	80,156	97,721	158,178	134,547
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0	0
		その他の特別収入	1,562	2,199	2,863	3,527
		特別収入計	1,562	2,199	2,863	3,527
	支出	資産処分差額	4,005	8,011	79,294	16,022
		その他の特別支出	0	0	0	0
		特別支出計	4,005	8,011	79,294	16,022
		特別収支差額	-2,443	-5,812	-76,431	-12,495
		[予備費]	0	0	0	0
		基本金組入前当年度収支差額	77,713	91,909	81,747	122,052
		基本金組入額合計	-212,472	-214,562	-11,991	-15,988
		当年度収支差額	-134,759	-122,653	69,756	106,064
		前年度繰越収支差額	—	—	—	—
		基本金取崩額	—	—	—	—
		翌年度繰越収支差額	—	—	—	—

(参考)

事業活動収入計	332,560	615,180	927,113	1,152,786
事業活動支出計	254,847	523,271	845,366	1,030,734